

## 新型コロナの5類感染症へ位置づけ変更に伴う 医療費の自己負担について（お知らせ）

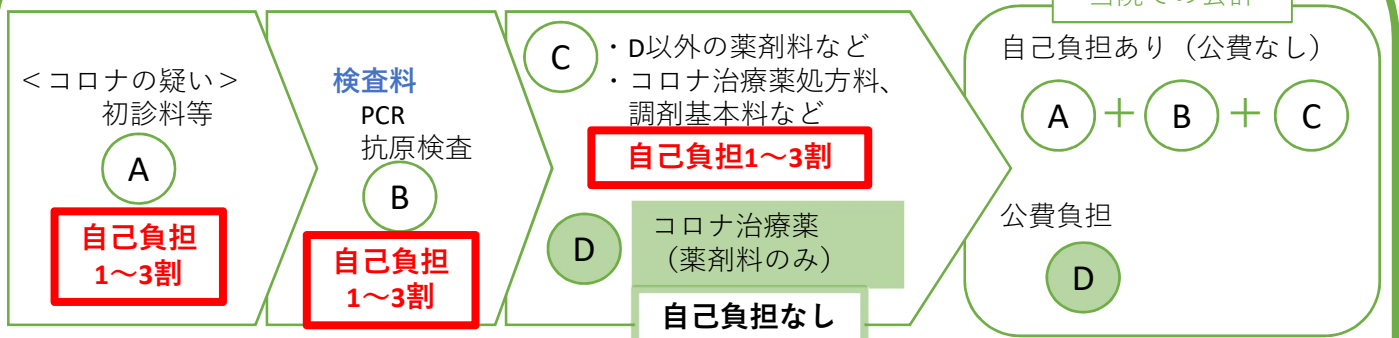
新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、それに伴い医療費についても患者さんの自己負担額が生じます。

当院では、院内感染対策の一環として以下の項目に該当する患者さんに関しては新型コロナウイルス感染症の検査を実施することになりますので、予めご了承の程お願いします。

- 予定された入院以外の場合
- 有症状の場合
- 新型コロナウイルス感染症に関する問診項目に該当がある場合
- その他医師が必要と判断した場合

- ◇コロナの治療に係る部分のみが公費の対象です。
- ◇会計の際に、公費負担部分をひいた額が請求されますので、患者さんご自身での公費申請は不要です。

### 5月8日以降の診療



- ◇検査料の公費負担はなくなります。
- ◇**コロナ治療薬（※）に係る薬剤料のみ**公費負担となります。それ以外の部分の自己負担額は通常の診療と同じ割合で生じます。
- ◇コロナ治療薬が処方されても、調剤基本料などは公費の対象外となりますので、薬局でも自己負担額が生じます。

（※）コロナ治療薬は、次のとおりです。  
医師の判断で処方されます。  
この他の薬剤は、公費の対象外です。

- ＜抗ウイルス薬＞ ◆ラゲブリオ  
◆パキロビッドパック
- ◆ゾコーバ ◆ベクルリー
- ＜中和抗体薬＞ ◆ロナプリーブ ◆ゼビュディ  
◆エバシールド



地方独立行政法人  
山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

【お問い合わせ】医事課  
電話番号：0234-26-2001(代)